

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 181 債務保証損失引当金の会計処理等について

今回は、日本公認会計士協会から 1999 年 2 月に公表(2011 年 3 月最終改正)されました監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(以下「監保実第 61 号」という。)に記載されております

「4.債務保証損失引当金の会計処理と表示」より、
債務保証損失引当金の会計処理等についてご説明いたします。

【概要】

「監保実第 61 号」は、偶発事象のうち、債務保証及び保証類似行為(保証予約、経営指導念書等の差入れ)の会計処理及び表示に関する監査上の取扱いを定めたものです。

「監保実第 61 号」における「4.債務保証損失引当金の会計処理と表示」で述べられている債務保証損失引当金の会計処理等の取扱いは、同じく日本公認会計士協会から 2019 年 5 月 27 日付で公表された偶発事象に関する会計上の取扱いの考察や偶発事象の開示又は認識時点の適時性に関する調査・研究の結果及び現時点における考えを取りまとめた会計制度委員会研究報告「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」において、いくつか留意点はあるものの債務保証及び保証類似行為以外の偶発債務の認識及び測定の会計処理を検討する際に参考となると考えられる、とされているものです。

【債務保証損失引当金の会計処理等について(以下、監保実第 61 号参照)】

(1)計上基準

主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることができる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要があります。

(2)計上額

債務保証損失引当金は、債務保証の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償債権についての回収見積額を控除した額を計上します。

(3)引当金の計上と注記との関係

保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性は、

- 1) 高い場合、
- 2) ある程度予想される場合、
- 3) 低い場合があり、

また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合とがあります。

保証債務の履行に伴う損失の発生の可能性が高く、かつ、金額の見積りが可能な場合には、債務保証損失引当金を計上しなければなりません。一方、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合、及び損失の発生がある程度予想される場合には、

その旨、主たる債務者の財政状態（大幅な債務超過等）、主たる債務者と保証人との関係内容（出資関係、役員のパ遣、資金援助、営業上の取引等）、主たる債務者の債務履行についての今後の見通し等、その状況を適切に説明するために必要な事項を追加情報として注記します。

なお、損失の発生の可能性が高いが金額の見積りが不可能な場合には、

これらの注記に加えて、金額の見積りが不可能な理由を注記するものとします。